

鳴り砂

2-141号 (通巻320号) 2026.3.20.

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内LC No.76

電話&FAX 022-356-7092 (須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>

《郵便振替口座》02220-3-49486

会費●3000円 購読会費●1500円/年

福島原発事故から15年 原発の危険性・非倫理性はなんら変わっていない

～継続した市民の闘いが原発を止める唯一の手段～



3月1日、「みやぎ金曜デモ600回記念」集会在仙台市錦町公園で開催され、いつもの6倍ほどになる130人も市民が結集した。苫米地サトロさんが「ピキニデー」にちなむ「ラッキードラゴン」など4曲を熱唱したあと、臼井典子さんや須藤道子さん（市民と野党の共闘で政治を変える市民連合みやぎ）、立石美穂さん（脱原発スタンディングの会）、佐藤光彌さん（山形・脱原発ウオーキング共同代表）、中嶋廉さん（津島原発訴訟を支援する宮城の会・世話人）の5人がそれぞれの思いを発言。デモは熱気にあふれ、常連の参加者にとっては、通常の少人数のデモの背後に多数の思いが存在していることをまざまざと感じさせるものとなった。

一方、2024年末に再稼働した女川原発2号機は、13ヶ月の運転をへて今年の1月に定期点検に入った（約5ヶ月間の予定）。この間、制御棒稼働装置が手動では動かないなどのトラブルが相

次いだ。特に、新しく設置された水素濃度検出器は4台中2台が正常に検出できず運転を停止して交換する事態となったが、原因は未だに不明だ。

そして昨年10月、東北電力は2026年12月から1年半、女川2号機の稼働を止めると発表した。設工認認可から5年以内に設置が義務付けられている「特定重大事故等対処施設（いわゆるテロ対策施設）」が完成しないためだ。しかし、あろうことか2月18日、原子力規制委員会は、このテロ対策施設の設置期限を延長する方向で検討に入った、と明らかにした。これにより、当初予定していた12月からの稼働停止が延長され、稼働が継続される可能性が出てきた。これは東北電力など業界団体が規制委員会に圧力をかけた結果だ。

福島原発事故の原因を国会事故調は「規制の虜」だと喝破した。まさに今、規制される側の電力会社の都合により、規制が骨抜きにされようとしている。

福島原発事故から15年 わたしたちはフクシマを忘れない！

女川原発を廃炉に！ さようなら原発宮城県民集会

日時：2026年3月28日（土）14時集会スタート 14時45分デモ出発

会場：仙台市勾当台公園・憩いの広場

発言：大賀あや子さん（新潟県民ネットワーク事務局長）、津島裁判原告団長他

主催：さようなら原発みやぎ実行委員会

〈連絡先〉080-1673-8391（多々良） E-mail:hag07314@nifty.ne.jp



これは「第7次エネルギー基本計画」に端的に示される原発回帰の動きと軌を一にしている。司法では2022年6.17判決により福島原発事故における国の責任を免罪し、その後の裁判に大きな影響を与えている。こうした、政府・規制・司法、そして自民党圧勝となった国会による原発回帰の動きは今後ますます強まることが予想される。

しかし、私たちは福島原発事故が何をもたらしたのかを忘れることはできないし、またそれを繰り返させるわけにもいかない。この15年で、甲状腺ガンにかかった子どもは400人、また避難し故郷に戻れない人は少なくとも2万人以上にのぼる。しかし、「福島復興」「原発回帰」のかけ声のなかで、そうした被害や苦しみの声がますますかき消されようとしている。そうしたなか、勇気をもって訴えた「311子ども甲状腺がん裁判」の原告のひとり、意見陳述で以下のように語った。「私が受けてきたものは構造的暴力です。命より、国や企業の都合を優先する中で、私たちの存在はなかったことにされていると気づきました。私たちは論争の材料でも、統計上の数字でもありません。甲状腺がんで、体と人生が傷ついた私達は、社会から透明にされたまま、日々を生きています。私にとって福島で育つということは、国や社会は守ってくれないということを感じることでした。…でも、私は、抵抗しようと思います」



こうした声に寄り添い、「構造的暴力」に抗する市民の闘いの継続こそが原発を止める唯一の道で

あることを、ともに肝に銘じよう。3月28日の「さようなら原発宮城県民集会」に昨年を上回る結集で、市民の力を見せつけよう！

規制の「骨抜き」と、政府・財界一体となった 原発推進に抗していこう！！ —風の会「会員のつどい」開催—

2月21日、仙台市戦災復興記念館で「2026会員のつどい」が開催され、会場・オンライン計21人が参加した。冒頭に原発問題住民運動宮城県連絡センター世話人の中嶋廉さんから、「原発の導入に関わる世界および日本の動き」と題して、お話を頂いた。

●規制の体をなしていない規制委員会

浜岡原発で基準地震動のデータを改ざんしていたということが発覚した。改ざんの疑いのある会社のうち2社が女川原発の地質調査にも関与していたので、1月23日に宮城県に申し入れをした。その時に、東北電力にすべてのデータを公表させ、いろいろな専門家を集めて検証すべきだと要求した。東北電力社長が「問題はありませんでした」と発表した（1月30日）けど、我々は電力会社の事故隠しとウソを何回も経験してきました。データを全部出すように求めて、追及しなきゃならない。基準地震動を計算するのは、本来なら原子力規制委員会がやるべきじゃないですか？ 実際には電力会社が下請けに出してやっている。規制機関としての体をなしていない。

また、テロ対策施設の件ですが、ヨーロッパの最新の原子炉は格納容器が2重です。外側の格納容器は飛行機が墜落してきてもすぐには壊れないのですが、日本の原発は元々二重格納容器にはなっていない。だから、その代わりにテロ対策施設を作れと言っているのですが、直接航空機の落下に対して対策をとるものではなく、事故後の対策のバックアップを増やしているだけです。電力会社も、こんなに金をかけてもそんなに役に立つのかなと思っているのでしょうか。だから猶予期間をもう少し延してくれと要求している。住民の立場から見ると、無防備の状態が延長するだけで、安全対策の後退でしかない。テロや航空機の落下に対する直接の対策がないまま原発を再稼働させたことに、そもそも間違いがあったのではないかと。

●財界の圧力

3.11が起こった時、みんなもう原発やめようと思い、菅直人内閣が「2030年代に原発ゼロ」にしようと打ち出した。今は真逆になっている。

振り返ってみると、アメリカと財界の圧力が非

常に強力だった。2011年9月からスタートした野田政権が「革新的・エネルギー環境戦略」を公表したら、アメリカの商務省・国際的なシンクタンク・財界から強烈な圧力があつた。当時の経団連会長が原発ゼロは許しがたいと言って、結局、「革新的・エネルギー環境戦略」そのものは、閣議決定が見送りになった。2012年に誕生した安倍政権の初仕事は、エネルギー・環境会議を解散することだった。

一方で、当時の茂木経産大臣が電力会社の社長たちと会って、「電力自由化による発送電分離は受け入れるけれども、原発の再稼働については約束してくれ」と言われ、2013年3月の自民党総務会で電力システム改革4条件の中に原発再稼働というのが入った。そして安倍政権が同年4月に電力システム改革を閣議決定した。電力会社の側からすれば、原発再稼働を電力改革の交換条件として約束した以上、「やれっ」と、圧力をかけることができる根拠を持ったことになる。

●ウクライナ戦争の影

2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵略が転換点です。エネルギー事情が逼迫するという理由で、自民党と維新の会が、原発利用を提言した。岸田総理が原発最大限活用に踏み切ると4月8日の記者会見で表明し、経団連が5月にグリーントランスフォーメーション推進計画を提案した。その直後の6月17日に、最高裁が福島原発事故に関する国の責任はないという判決を出した。これが、たいへんな追い風の役割を果たした。6.17最高裁判決で岸田政権がGX推進になったわけではなく、引き金はウクライナ戦争です。財界が準備して、最高裁判決が後押しする役割を果たした。

石破政権のGX2040ビジョン、これを具体化した第7次エネルギー基本計画などに基づいて、高市政権は政策を進めている。この12月にGX実行会議があり、北海道に半導体工場を立地させ、柏崎刈羽原発の近くにデータセンターを建てる、そこで使う電気は全部泊原発とか柏崎刈羽原発から送る。脱炭素電源ですべての電気を賄う企業がその地域に貢献するような設備投資をやったら、その投資額の最大50%を政府が肩代わりするという「GX戦略地域制度」というものをつくった。

原発新增設には、小型モジュールだろうとなんだろうと、今までの原発の数倍の建設費がかかる。そこで電気料金に上乗せして国民に負担させるために、脱炭素電源オークション制度というものを作ってきた。それだけでは資金が足りないかもしれないので、郵便貯金に目をつけた。財政投融资のお金を政府が借り、電力広域的運営推進機関

(OCCTO オクト)にお金を貸して、そのOCCTOを通じて電力会社に原発新增設のための金を流そうとしている。



●世界の原発 衰退は逃れようがない

世界ではいま約430基の原発が運転中で、原発大国はアメリカ、フランスです。ところがその約3割が40年超の運転となっている。経済性のある原発はつくれそうもないので、既存原発を80年超えて運転することが計画されている。

最近5年間、建設された原発のほとんどが中国、ロシア製の原発です。

原子力小委員会の資料では、原発関係の日本企業は長い間、発注も受注もない。ですから、日本では圧力容器を作れる会社が一社しかなくなった。沸騰水型の核燃料を作れる会社が国内から姿を消してしまった。アメリカも同じような事情にある。中国は、労働者の賃金が低いため、例外的にギリギリ採算が取れているようだ。中国はめっちゃくちゃに原発を導入していますが、全発電量に対する原発のシェアは4%で、原発を持っている国の中で一番低い。これは、原発の数倍の再生可能エネルギーを導入してからで、中国は再エネ大国になっている。

アメリカでも日本でも、もう原発は衰退産業になっていて、全く競争力はなくなっているし、技術も失い始めている。アメリカで新しい原発を日本の金で作らせようというのがトランプの策略ですが、アメリカに投資して地球環境を壊す、そういう愚かなことを高市政権はやろうとしている。

●安全性軽視と核燃料サイクルの破綻

第7次エネルギー基本計画では2035年までに原発の発電比率を22%にするのが目標ですが、逆立ちしてもできない。そのため、稼働率を90%まで上げようとしている。今は運転期間13ヶ月、定期点検3ヶ月だけれども、オンラインメンテナンス(運転しながらメンテナンスする)で連続運転期間を15ヶ月に延ばして定期点検は1ヶ月くらいで済ませるようにできないかという議論がされている。安全対策がぶっ飛び可能性がある。

また、プルトニウムが増えているので、少しでも減らそうとして、プルスーマル運転の推進が打ち出されている、最近、中国電力が意欲を示した。

仮に女川3号機でプルサーマル運転をやれば、使用済MOX燃料は発熱量が大きいので、50~60年はプールで冷やし続ける必要がある。つまり建屋と使用済燃料プールを100年を超えて安全に維持する責任が生じる。それでもやるんですかと、問いかけておいた。

衆議院では1%しか原発ゼロの議員はいなくなってしまう。しかし、さまざまな面で原発は行き詰まっている。大義を持っているのは我々で、

確信を持って押し返していく必要がある。

質疑応答に続き議事に移り、昨年の活動報告、会計報告および今年の活動方針を参加者全員で確認したあと、参加者ひとりひとりから発言を頂いたが、思いをみんなで共有できたことは、「つどい」を行ったことの最大の成果であり、この日出された課題と目標に向かって今年も頑張っていきたい。

(舘脇)

「今野秀則原告団長と弁護団のお話しを聞く会」開催報告

ふるさと人も、そして、過去と未来の結い直し



東京電力(以下東電と略)福島原発事故から15年経つても放射能汚染が酷く、ふるさとに帰れない人々がいることをご存知でしょうか?「いずみ」では、3月7日(土)、仙台市内で「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」で原告団長を務める今野秀則さんと小野寺信一弁護士のお話しを聞く会を行いました。会にはオンラインあわせて43名の参加者があり、今なお福島県浪江町津島地区の大部分が帰還困難区域とされている、想像もつかない過酷なお話しを共有しました。

地区の方々は、二度、国策により多くの人々が運命を翻弄されました。第二次世界大戦後、「満州」開拓民だった祖父母や親世代の一部が津島地区に入植。鍬一本で山野を切り開き、極貧だった開拓時代。そして、阿武隈高地の山間のため厳しかったが、自然豊かで集落住民が助け合い大きな家族のように暮らし、次第に生活が整っていった経緯。住民みんなが祭りや神楽、地区の運動会など、地域住民との深いかわりを持ちながら、先祖代々続く土地に根差しながら苦楽をともに心豊かに過ごした事。そして、自分が亡くなってからも、子孫にも同じような幸せが続くと信じていた。原発事故が起きるまでは。

それらすべて、未来までも原発事故が突然奪い

去り、家に帰れないなんて当時は思いもしない避難生活が始まったと、事故直後から現在までの一端をお聞きしました。

とりわけ、浪江町では、東京電力と協定を結んでいたにもかかわらず、協定に基づく事故や放射能汚染に関する情報は一切提供されず、国や福島県からも情報共有がなく、双葉郡8町村の中では最後に、自治体みずからの判断で(津島地区の)住民避難を決断したことが印象的でした。東電をはじめ、国や福島県などの情報を有し、住民を保護する責任がある事業者・行政機関ではなく、何の情報提供もされなかった浪江町が自主的に住民避難を決定したということは、事故による混乱があったとはいえ、“国は住民を守らない”ことが繰り返されたことを知りました。1945年のアメリカ軍との沖縄戦では時間稼ぎのために住民が犠牲とされましたが、原発事故においても同様のことが繰り返されました。

そして、原状回復請求という、他の裁判にはない特異な「津島原発訴訟」における主張の柱である、国の責任を鋭く問う「B.5.b」についての解説を、小野寺弁護士からお聞きしました。

全体を通して、報道ではあまり取り上げられない今も避難している住民の姿。そして、彼ら元住民(避難者)が「復興」に関する政策形成から排除され、避難者がやむを得ずやったこともない裁判活動に取り組んでいること。何より、二度と同じ苦しみを誰にもさせたくない、原発のない社会実現のために国や東電の責任を追及していること。全身全霊をかけている今野さんをはじめ、訴訟に参加する津島地区住民の熱い志に、心動かされずにはられませんでした。

津島地区住民をはじめ、避難者が直面していることは、彼らだけの「小さな」問題なのでしょう

か。私は決してそうは思いません。次の原発事故はきっとどこかで起きるでしょう。私たちは、核も原発もない平和な、そして、自然豊かなふるさとを持つことができる未来を、彼らと一緒に求める存在でありたいと、心から願っています。

（放射能問題支援対策室いずみ 服部賢治）

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」控訴審 第16回公判報告

裁判官が誇りを持っているかどうか

3月9日は、「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」の仙台高裁 16 回目にして結審でした。賑やかに裁判所一周「ウォーキング」からスタート。200 人くらい来ていたかと思います。「公正判決を求める署名」25000 筆（累計約 13 万筆）を仙台高裁に提出。傍聴は抽選で、私は外れましたが、傍聴券を譲ってもらいました。



この裁判は、国と東電に対して、浪江町津島の人たちが、ふるさとを住めるように戻せ、と訴えている裁判です。福島地裁に訴えた時は原告団はなんと 659 名。仙台高裁に控訴した時には 650 名。しかし、裁判が長引くうちに 100 名以上が亡くなられたそうです。

原告意見陳述は今野秀則団長から。地域に根付いた津島の暮らしが原発事故により壊されてしまった、点と線のような除染で地区全体では 7% である。私たちが努力して、文化の継承や農業の試験栽培などを行ってきた。原状回復を裁判で認めてもらい、津島にみんなで帰りたい。原状回復を果たすということは、原発事故のために苦しむ全ての被災地、被災者の被害回復を図り、原発事故の再発を防ぐことにも繋がる、と。力強い陳述でした。

もう一人、三瓶春江さんの陳述は、家族の大切な家をついに解体したことについて。夫の両親と子どもや孫たち 10 人家族が暮らしていた家を、朽ち果ててしまったその家を、解体した。孫たちの成長の印をつけた大黒柱だけは、解体屋さんをお願いしてとっておいてもらった。原発事故さえなければ、ふるさと津島でこんな思いをしないで

暮らしていけたのに、と。涙を流しながらの陳述でした。私も、住んでいた部屋を引っ越すときに、子どもたちの成長の印をつけた壁の壁紙をはがして持ってきたことを思い出しました。こちらは自己都合引っ越しですけど。

弁護団からも、結審ということで、みなさん、とても力が入った弁論でした。白井弁護士からは「国の作為的加害行為」の主張。第一に国が主導して原発事業が導入されたこと。第二に原発はそもそも壊滅的危険性を有していること。第三に「冷やし続けること」が不可欠であること。簡単に言えば、原発黎明期で知見の乏しさを背景に「冷やし続けること」ができないのに原発を設置してしまったことは違法性がある、ということです。そして保安院は、アメリカで「B.5.b」のレクチャーを受けたにもかかわらず実践しなかった。これが国の加害行為です。

菊間弁護士。こちらも事故時のシビアアクシデント対策について。国に規制権限があったのに、東電に義務付けていなかったということは明らかに誤りである。B.5.b の件も同様である。

大塚弁護士は違う角度から。原発事故により、津島の豊かなコミュニティは失われてしまった。しかし回復は不可能ではない。除染により放射性物質を取り除く以外にも方法はある。バーミキュライトは放射性物質を吸着することがわかった。これを用いて放射線量を低下させることが可能である。「汚した場所を綺麗にして返すことは当然である」という主張でした。

山田弁護士からもバーミキュライトがセシウム吸着するという件。バーミキュライトで吸着させた上に汚染されていない土を乗せる「上乘せ客土工法」で農地の線量を低くすることができるという、木村真三氏の提案についての話がありました。15 年もたつのに、人が住める区域が津島のたった 7% であるのは、おかしい、原状回復の法的責任が不明確なのを何とかしてください、という話でした。

最後に西沢弁護士からは、「自分が本来いるべき場所としての『ふるさと』その『ふるさと』で、

被ばくの心配をせずに安全な暮らしができる権利を司法が認めてくれるのか。それが問題となっています」という弁論。これは、根源的な問題だと思いました。

報告集会でも言われましたが、津島訴訟は、新しい論点が次々と出ていていると思います。国の作為的加害行為、B.5.b、バーミキュライトによる除染とはまた違う放射線量の低下の可能性など、希望が湧いてくる話が出てきて、明るい気持ちになりました。

報告集会でのこの裁判に関わってきて弁論を支えてきた学者さんたちの発言も、みんな良いものでした。バーミキュライトを発案した木村真三氏の話（イタイイタイ病の研究から出てきたそうで

す）や、学生を裁判傍聴に連れてきている法学部の先生。また、元裁判官の樋口英明さんもいらして、「国民の基本的な人権を守るために国家権力を縛っているのが憲法、つまり、憲法を守らなくてはいけないのは国の方である。」と。このことをまったく理解しないのが高市首相だ、と。本当に信じられないくらいです。また「法の支配」というのは、法が正しいかどうか裁判所が決める。それがわが国の基本的なカタチである。すなわち裁判官が誇りを持っているかどうか肝心。誇りを持っていればいい判決が出る、と。わかりやすいお話でした。

裁判官が誇りを持っているかどうか。判決は10月16日（金）14時です。

（立石美穂）

1.9 住宅追い出し裁判の最高裁判決「三浦守反対意見」の主な内容と画期的な意義

人権の最後の砦とも言える自らの役割を放棄

原発事故避難者の住宅裁判に関して初めてとなる最高裁（第二小法廷・三浦守裁判長）判決が1月9日言い渡された。福島県から避難して仮設住宅として東京の国家公務員宿舎（所有者は国）に住む2名の区域外避難者が、2017年3月でもって住宅無償提供は終了したからと、県から2020年3月、退去と家賃相当分の支払いを求めて福島地裁に提訴されたもの。東京から避難者・弁護士が毎回福島まで行かなければならず、東京地裁への移送を申し立てたが認められず、裁判を受ける権利さえ制限される事態の中で始まった裁判だ。1審福島地裁、2審仙台高裁の判決は、県の追い出し判断は行政の裁量権の範囲内として避難者を敗訴にした。仙台高裁に至っては一度開催しただけで即時結審といった、審理なしの不当判決だった。そして最高裁判決も3対1の多数でこれを追認し、人権の最後の砦とも言える自らの役割を放棄してしまった。

避難者側はこの裁判で、避難者の権利に関わる重要な争点を提起した。避難者の事情を無視した福島県知事の住宅打ち切りの違法性、その後の県による住宅確保のサボタージュ、なりふり構わない追い出しの人権侵害、住宅保障にかかる災害救助法等の欠陥、国際人権法との関わり、など突き付けた。ところが最高裁は、判決文で福島県の原告適格（訴える資格があるのか）に触れるだけで、避難者側が提起した争点のすべてから逃げた。

原告適格について裁判官3人は、県が国に代わって債権者代位権を行使したことを容認したが、

このためにだけに判決日を設けたのはなぜか。仮に、福島県に提訴の資格がないとすれば、県が昨年4月8日に避難者を追い出す強制執行を実施した行為が大きな人権侵害事件となってしまうため、原告適格には触れざるを得なかったものだ。

判決は、3人の多数意見に裁判長である三浦守判事が反対意見を述べるといった歪な構造となった。注目されるのは、三浦反対意見が「債権者代位制度の目的を逸脱するもので…第一審判決を取り消し、被上告人の訴えを却下するのが相当」（13条）と突き返したことにとどまらず、29条中16条にわたって、原発事故被災者の救済のあり方に踏み込んで行政を断罪したことだった。具体的には、

（1）社会権規約11条1項（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）と避難民に関する指導原則（原則3、14、15、18、28）を具体的に示して「本件事故の被災者の保護に関する関係法令の解釈適用については（これらの）趣旨を踏まえて行うことが相当」（14条）と明記。最高裁判決文に、国内法を上位法である国際人権法に則ってその趣旨を生かすよう記録したのは画期的なことだ。2022年9月に訪日調査した国連人権理事会・ダマリー元特別報告者が「国際人権法に則った…調査結果を事実上却下したことに私は失望してる」と勧告を遵守しない1・2審判決を批判（2025年6月15日）したが、三浦反対意見は国連勧告などに真摯に応えるものだった。さら

に「被災者にとって、生活の基盤を失って避難するという経済的にも精神的にも困難な状況の下で、その居住の安定に係る利益は生存の基礎であって個人の尊厳及び幸福追求に関わる」(17 条)と避難者の居住権をきっちり位置付けた。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長措置について「広域における住宅の供与状況等を踏まえ、当該被災者の具体的な事情を適切に考慮して判断しなければならないもの」(17 条)と一律の支援終了を批判。除染の実施、災害公営住宅の整備、公共インフラの復旧などだけを判断の考慮とした打ち切り決定に対し、「社会通念上著しく妥当性を欠くものと認められ、各裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したもの」(24 条)と断罪した。

(3) 避難者の保護にあたって、区域内避難者と区域外避難者の不必要な区分を排する見解を明記した。「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」第 3 条にもとづき、公衆の被ばくに関する限度は年 1 mSv を技術的基準と定めてきたものであり、避難指示区域の設定解除の基準とされる年 20 mSv は、緊急事態応急対策の措置であって法令に基づく技術基準ではない、と指摘。住宅打ち切りの 2017 年 3 月末時点では、福島県内 36 市町村が環境大臣が認める汚染地域であり、そのような「居住地から避難している被災者にとって、その避難の継続は法令に基づく合理的根拠がある」(21 条)と、避難継続の正当性を展開した。そして応急仮設住宅の供与期間を延長しないことに「居住の安定に係る利益等を損なうという点で、本質的な瑕疵を有するもの」(24 条)と批判した。

(4) 住宅追い出しが権利の濫用となるかどうかの基準として、「被災及び避難の状況、避難の継続又は帰還についての意向、家族関係・健康状態・就労状況その他生活の状況、安定した住宅の確保に関する事情等の具体的な事情を総合的に考慮」(24 条)することを取り上げ「居住していることが国との関係において単なる不法占拠とみることとはできない」と批判した。現在東京地裁で争われている「住まいの権利裁判」で県側は「内堀知事は打ち切り判断の際、避難者の事情は考慮していない」と言い切っている。三浦反対意見は、後

続の住宅追い出し裁判にも大きく影響する。

(5) 反対意見の最後には、今後の政策的課題を提起した。「著しく異常かつ激甚な非常災害により、多数の被災者の避難が広域かつ長期に及び場合において、被災者の支援が、個別の事情を踏まえ、その必要性が継続する間確実に実施されるよう、その居住の安定に資するための措置について適切な仕組みの構築が望まれる」(26 条)と提言した。原発事故災害の「法の欠缺」状態を暗に認め、現在の災害救助法の枠で裁くことの限界を訴えたものである。

■最高裁判所第二小法廷における判決全文
(9 ページ下部より三浦守裁判長の意見)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95340.pdf>

三浦氏はこの秋にも退官するが、反対意見が判決文から消されることはない。貴重な意見を広め、原発関連裁判で地裁・高裁にこの意見を採用させるかどうか、運動体の今後の闘いにかかっている。

(「原発避難者の住宅追い出しを許さない会」
山根昭平)

【参照】風の会HP『鳴り砂』2023 年 9 月号 (2-126)、11 月号 (2-127)、2024 年 3 月号 (2-129) に山根さんの裁判報告を掲載。



宮城県原子力防災訓練の住民避難訓練 “体験記”

万が一って話はねーだろう！

1 月 24 日、今年度の宮城県原子力防災訓練の住民避難訓練が、筆者の町内会に割り当てられたので、「避難者」として参加してきた。この日の住

民避難訓練は、石巻市民が加美町への避難訓練だけで、その他の P A Z、U P Z 自治体の訓練は、昨年 11 月 15 日に実施された。

住民の参加者は 36 名。一時集合場所のコミュニティセンターに集合し、避難訓練内容の説明を石巻市職員から受け、薬剤師からヨウ素剤代替品の「アメ玉」が配布され、全員バスに乗車して約 20km 先の避難退域時検査等場所（鹿島台中央野球場）へ向かう。各世帯に配布されている「原子力災害時の防災対応マニュアル」では、筆者らの地区は、東松島市の「鷹来の森運動公園」であるが、今回の訓練では鹿島台が指定された。その点を突っ込もうと（質問しよう）したら先手を打たれて、「放射線量の状況を見極めてその時の設置場所を候補地から選択する」というようなことが語られた。

また、説明者は「万が一のための訓練です」と説明。浜岡原発のデータ改ざんや柏崎刈羽原発の不具合を無視した再稼働強行（最後は原子炉を止めたが）する猟奇的な中では、事故は必ず起きる！「万が一って話はねーだろう！」と思いつつ聞いていた。



UPZ の住民は、事故発生後屋内退避して、放射線量が上がれば状況を見て避難（一時移転）するので、必ず被ばくする。「ヨウ素剤の事前配布をなぜしないのか」と市職員に尋ねるに、国からの規制があると。市職員を責めるつもりはないが、自治体はもっと住民に向き合い、国に責任を丸投げしないで、主体的であってほしい。

避難退域時検査等場所では、バスの放射性物質

の付着状況検査のみで終了。参加住民は下車せずに車内から見学のみ。検査済証を各自が受け取り、約 30km 先の「避難所受付ステーション」である加美町中新田体育館へ約 1 時間かけて移動。到着した避難所受付ステーションでは、氏名を記入するだけ。スマートフォンからの「宮城県原子力防災アプリ」での体験もあったが、参加者のうち使用したのは数人だけだったようだ。（参加者のほとんどが高齢の町内会役員と思われた。）



避難所は、隣接した中新田公民館なので、訓練はこれで終了。訓練に参加した住民は、ほぼバスで移動しただけ。こんな訓練で良いのか。でも、こんな訓練しか出来ないのだろうな、と毎回監視活動をしていると思うことだ。

避難先自治体の首長は「遠距離の避難に対し、しっかり受け入れるので安心を」と歓迎していたが、複合災害で受け入れが困難になったらどうするのだろうか。そちらの方が心配だ。

例年の「行事」として、住民をただ動員して体裁を取っただけの訓練にしか思えない。「避難計画に終わりはない。訓練を積み重ねて実効性を向上していく」といういつものフレーズが白々しく感じられ、モヤモヤが更に大きくなった。避難所受付ステーションの中新田体育館には、県内の自治体職員や六ヶ所村の職員らも見学にきていた。

（女川原発の避難計画を考える会／日野正美）

「第 175 回女川原子力発電所環境調査測定技術会」傍聴記

・・・水素濃度検出器不具合の原因がわからずに使用続行して大丈夫？・・・

2026 年 2 月 3 日に「第 175 回女川原子力発電所環境調査測定技術会」を傍聴してきました。今回も、資料は、宮城県の HP にアップされておりましたので、御覧ください。

[会議等開催のお知らせ-宮城県公式ウェブサイト](#)

インターネットで、資料が見られるので、会議に参加しなくても検討できます。気になった所だけを報告します。

傍聴は、私+1+電力関係 2 名で、マスコミはゼロでした。委員は 24 中 17 名の出席でした。

学識経験者は、岩崎智彦さん、伊藤純至さん（新任）、藤井さんが、欠席でした。残念です！

○高橋義広会長（宮城県復興・危機管理部長）が議長で、いつもの通り「放射能調査結果」と「温排水調査結果」が報告され、評価し了承され、2/16 の「協議会」へ報告することに。

●資料-4 女川原子力発電所の状況について

P5 2. 新たに発生した事象に対する報告、過去報告事象に対する追加報告

(1) 2号機原子炉格納容器内水素濃度検出器の運用について

[PowerPoint プレゼンテーション](#)

前回 11 月の「技術会」で岩崎（智）委員が問題にした、「水素濃度検出器」の不具合の件です。基本は「2025年の5月と6月に、4台の水素濃度検出器のうち2台に不具合が確認されたが、保安規定における運転上の制限を満足しており、安全機能は確保されていることから、発電所の運

転継続は問題ない状態であった。」との事でした。本日、岩崎委員は欠席なので、議論は深まりませんでした。確か、不具合の原因は、未だ説明されていないはず。宮城県の方の説明では、岩崎委員に連絡してコメントはなかった、と言った様でした。（議事録確認が必要です。・・・不具合の原因がわからずに使用を続行して大丈夫かな？）

○次回「技術会」は、5/13（水） 仙台市にて。

（2026.2.3. 兵藤則雄 記）

「核のゴミ」ー山形県全自治体で「受入れない」の回答

東日本大震災・福島原発事故から 15 年となる現在、あの過酷事故を忘れたかのように原発の再稼働が次々と進められています。だが「トイレなきマンション」ともいわれる最終処分地の見通しが無い中で、更に「核のゴミ」を増やす原発の再稼働は無責任です。

先般の衆院選でも原発推進を声高に主張する与野党からは、この「負の遺産」の説明は聞かれませんでした。

山形県内の市民団体（7 団体）では、政府・NUMO が県内でも文献調査への応募を強めていたことから、昨年まで全自治体に「核のゴミ」についての申入れを続けてきました。

その結果、県及び 35 市町村全てが「受入れない」の回答でした。このように「核のゴミ」の最終処分が大変な難事業であることから、「核のゴミ」をさらに増やす「原発の再稼働」を止め、原発への賛否を越えて、現世代で取り組まなければなりません。

以下、回答結果です。

〈2026.1.14 記者会見資料〉

■県知事及び県内市町村長に対する高レベル放射性廃棄物（以下「核のゴミ」）の最終処分に関する申入れの回答結果について

◇申入れ内容

*申入れ期間 2019.6~2025.11

*申入れ団体（単独あるいは共同での申入れ）

①出羽三山の自然を守る会 ②観る聴く語る市民講座主管団体 ③山形・幸せの脱原発ウォーキング ④さよなら原発 酒田・飽海の会 ⑤さよなら原発米沢 ⑥平和とくらしを守る南陽市民の会 ⑦戦争やんだ！チーム白鷹

*申入れの前提条件

①「核のゴミ」をこれ以上増やさないために、直ちに脱原発を決めて、まず「核のゴミ」の総量

を確定すること。

② 日本は世界有数の地震多発国で地殻変動が激しく、地中 300m 以深に「核のゴミ」を埋めて 10 万年間埋めたまま、放射能の自然減衰を待つという「地層処分」には、根本的な問題があり見直すこと。

記

◇申入れ（回答依頼）の主旨および回答結果

1. 「核のゴミ」の最終処分地選定等に関して、国や県、電力会社、NUMO 等外部から何らかの働きかけがあった場合は、直ちに公表して下さい。

- ・公表します 21 市町村長
- ・公表する事項があれば公表 11 市町長
- ・公表しない なし

注記：2 市未申入れ（米沢市・鶴岡市）、山形県及び 1 町未把握（遊佐町）計 4 自治体

2. 「核のゴミ」の処分について、上記①及び②の前提条件がともに満たされない限りは、受け入れることはあり得ないと、明確にお断わり下さい。

- ・受け入れない 山形県知事・28 市町村長
- ・受け入れない（条件付き） 7 市町長
- ・受け入れる なし

注記：条件付きの内容 ・現時点の限定、安全の担保、安全安心の担保、安全の確認

◇今後の予定

- ・交代された首長に対しての申入れ
 - ・条例化の要請活動（検討）
- （山形・幸せの脱原発ウォーキング 石沢光博）

※なお、3 月 11 日、山形・幸せの脱原発ウォーキング、さよなら原発米沢、さよなら原発酒田・飽海の会は、東北電力山形支店に『原発推進からの転換を求め女川原発 2 号機の稼働停止を求めます』を提出した。

大崎から~いよいよ新しく「本焼却」の訴訟！

前号（2026.1.20号）では県外焼却に関する『河北新報』記事（2025.12.2）について長々と書いた。今回はわたくしたちがその後に行った社会的アピール行動について述べる。

裁判については、大崎住民訴訟の新しい裁判（「焼却差止め仮処分申請申立て」）を3月5日に起こす。それについてはその日以降に書き加えることにする。よって順番としては後ろに回す。

先月末に宮城県から情報開示請求の文書が漸く開示された。それについての所感と今後の進め方についての考えを簡単に述べることにする。

●オンライン記者会見で県外焼却アピール

事業者、搬出先自治体を非公表にして実施されている県外焼却の、少なくとも事業者、搬出先自治体の一部が、わたくしたちの調査で明らかになった。年末に『河北新報』に記事掲載された。

前回は、「河北新報の記事が、りっぱな報道であったにもかかわらず（委託事業者名、搬出先自治体名を報じきれなかったため）インパクトに欠けたものと受け止めざるをえない。そのことを受け、当初思い描いた展開に変更なり補強策の検討が必要となっている。いままさに関係者間で協議途上である・・・」と論放を閉じた。その補強策がオンライン記者会見である。

マスメディア、フリーライター、法曹関係、有識者、全国で放射能の活動をしている方々や市民に呼びかけ、2月19日夕方にオンラインで開催した。30人の参加が得られた。約一時間、記者会見の趣旨説明、続いてパワーポイントを使用し「県外焼却とは」「追跡調査の記録」をレクチャー、質疑（意見交換）、『声明文』の紹介、という順番で進めた。

主旨は、焼却は拡散であること、わたくしたちの調査により非公表の一端が崩れたいまとあっては、国や県、自治体は県外焼却の全貌を明らかにすること（もちろん係わるすべての事業者と搬入先自治体も）、ただちに焼却処理を止めること、である。写真を多用したので退屈な内容にはならなかったと思う。

※注）当日使用した資料と声明文は「みやぎ脱原発・風の会」のHPで閲覧可。

参加者には、全国紙、地方紙の記者はじめ、著名なジャーナリストの名前も何名か確認できた。ジャーナリストのまさのあつこさんはさっそく翌日に「[倫理的に許せない](#)」と宮城県から：[放射能](#)

[汚染ゴミについて市民が会見 | まさのあつこ 地味な取材ノート](#)をアップしてくれた。

あるジャーナリストからは翌日に丁寧な電話取材があり、某新聞社からも数日後に電話取材があった。どちらも独自の取材ののちに記事にしてくれるとのことであった。記事にするにあたっては、センシティブな問題につながりかねないので慎重にならざるを得ないと思うが、だからといってボールに包まれたままでもいいということにはならない。報道やジャーナリストの発信に期待をしたい。

『民の声新聞』が2月6日付で記事を掲載してくれた。

<http://taminokoeshimbun.blog.fc2.com/blog-entry-854.html>

非公表は無責任の構図を創りだす。責任の所在が曖昧ななかで、県外焼却は闇から闇へと進められているのである。これを機に、すべてのボールを剥がし、社会的な議論を喚起しないといけない。

『はんげんぱつ新聞』からは寄稿するように促された。これも記者会見の成果である。

●宮城県の開示文書

オンライン記者会見とほぼ同時並行して、宮城県と県外焼却を実施した町に対し情報開示請求を行った。

宮城県に対しては、12月17日に開示請求したのだが、2月25日になってようやく開示された。通常2週間後が開示決定期限なのだが2ヶ月も待たされたのである。さんざん引っ張ったあげくの開示文書は、打合せ記録も復命書も、呆れるくらい簡単なメモ書きとでもいうようなものであった。きわめて低次元で、いったい宮城県の文書管理規定はどうなっているのかと疑問をいだいてしまう。ひょっとして、開示用に作成したのではないかとさえ疑ってしまう。

開示を請求したのは、県外焼却を実施した3町（加美町、涌谷町、美里町）との打合せ記録、搬入先自治体の了承の記録、各町からの事業完了報告書などである。事業完了報告書は、加美町は事業がまだ続いていると思われるので仕方がないにしても、加美町と涌谷町は完了しているにもかかわらず、県は文書不存在通知であった。事業完了報告は補助金手続きに必須の書類のはずなので、県というより、町と環境省への開示請求が正解か

も知れない。3 町とよく打合せのうえ、町と環境省に開示請求をしていきたい。事業者と自治体を非公表にすることは、さように業務管理をも不明瞭にする。なお、県の開示文書からは、3 町の委託事業者はいずれも大手の産廃業者であり、さらに市町間で同じ事業者が受託している可能性もあり得そうに思われた。今後明らかにしていきたい。

なお、文書開示の場に立ち会った県の放射性物質汚染廃棄物対策室の担当者に、「我われは少なくとも加美町については事業者と搬出先を掴んでいる。非公表の一角が崩れたことになる。今後その事実を前提にして、意見交換をしないか」と投げかけたところ、「把握したことは河北の取材及び記事を通して知っている」との回答のみで、意見交換に応ずるとも、応じないと返事はなかった。追加情報開示請求とともに意見交換を要求していきたい。

●本焼却差止め仮処分申立て

3月5日に仙台地裁第四民事部に仮処分命令申立てをした。債権者(=控訴人)73人、控訴代理人7人、債務者(=被控訴人)は大崎地域広域行政事務組合管理者伊藤康志である。昨年末最高裁で上告棄却された訴訟は「試験焼却」で、この度の仮処分命令申立ては「本焼却」である。申し立ては二段構えで、本焼却の差止め(主位的申立て)と条件付き停止(予備的申立て)となっている。予備的申立ては、債務者は、測定・検証計画及び物質収支・ログ開示計画の検証が完了し、債権者及び第三者機関が確認するまでの間、焼却してはならない、というものである。

申立書は、第1「被権利(人格権)と累積被ばくによる具体的危険」、第2「保全の必要性」、第3「結語」の構成である。

第1では、憲法13条と国際規約(社会的規約)12条は、住民に対し行政が被ばくの追加的リスクの防波堤として機能しなければならない、債務者が安全を主張するには物質収支など検証可能な説明をつくすことが不可欠であり、それがない限り裁判所は債務者の安全主張を採用できない、と説く。先行訴訟では、裁判所は危険性の立証を債権者求めたが、その逆手である。

第2では、焼却により被る損害は不可逆的であり、累積的被ばくはもはや受忍限度を超えている。かかる状況下、将来的な本訴訟のために、裁判所は条件付き停止をし、証拠散逸防止と検証可能性を確保すべきである、と。

第3では、「司法がここで果たすべき機能は、既存法体系の整合性と憲法上的人格権補償を基軸として、行政に対し検証可能性の確保を命じ、危

険の押し付けを食い止めることである。」「よって、債権者らは主位的に操業の差止め、少なくとも検証可能な体制が整うまで条件付き停止を求める。」と結ぶ。

申立書は、わたくしのような素人にはなかなか難しいところがあるが、小気味のいい、力強い、先々の展望の開ける内容、という印象を受けた。さらに、証拠がより整序され、充実したものになっている。これは先行訴訟の貴重な蓄積である。申立書の内容をしっかりと理解するまでには、何度か読み返す必要があり、また報告会などで弁護士からの説明を聞く必要があると感じている。ただ、行政と司法(裁判所)を痛烈に批判していることは理解できた。「債務者が情報を独占し、第三者検証を拒絶する現在の構造を是認することは、司法が行政の盲目的な追認機関に成り下がることを意味する」という記述は一番納得できた部分である。

ただ、行政が焼却実施に当たって、代替案としてのすき込み方式に関する比較考量が欠落していたのは違法性を帯びる、と指摘しているくだけだが、少し違和感を覚える。違和感というより、すき込み案を強調し過ぎているのではないかという懸念である。すき込みがベストではないのである。しかも農水省は8,000Bq/kg以下は農地還元できると言いながら、400Bq/kgを暫定許容値としているのである。大崎地域の市町ではこの暫定基準値に基づいて400Bq/kg以下がすき込みされている。代替案の検討不履行の主張に於いて、すき込みがいいんだ、焼却の代わりにすき込みを、という誤解が生じないように気を付けないといけないのではないか、と思われた。やはり処理をするのではなく、遮蔽(隔離)保管なのである。

3月29日(日)14時からパレットおおさきで仮処分申立ての報告会を原告団主催で開催する。

「試験焼却」を巡る先行大崎住民訴訟に続き、いよいよ新しく「本焼却」の訴訟が始まった。これまでのご支援に深く感謝するとともに、新しい訴訟へ支援をお願いします、報告とする。

(2026.3.8 記 大崎市 芳川良一)



【インフォメーション】

[詳細はそれぞれの主催者に確認して下さい]

第602回&603回 女川原発を廃炉に！ 福島原発事故を忘れない！ 子供を守れ！ 汚染はいらない！ 脱原発みやぎ金曜デモ

日時：4月10日（金）元鍛冶丁公園
（18時15分集会、18時35分デモ出発）
4月25日（土）元鍛冶丁公園
（15時30分集会、15時45分デモ出発）
主催：みやぎ金曜デモの会
〈連絡先〉090-8819-9920（館脇）

「第109回甲状腺エコー検査 in わたい」

日時：3月29日（日）10時～13時
会場：悠里館 3F 視聴覚ホール
寺澤政彦医師（てらさわ小児科／仙台市）
〈検査費無料・要予約〉
主催：日本基督教団東北教区放射能問題支援
対策室いずみ 問合せ：022-796-5272

放射能汚染物「焼却」差止仮処分裁判報告会

報告：草場裕之弁護士他
日時：3月29日（日）14時～
会場：パレットおおさき研修室
主催：大崎住民訴訟原告団

3.11 東日本大震災から15年のつどい 基調講演「気候危機とエネルギー ～原発は答えではない」

講師：明日香壽川氏（東北大学特任教授）
日時：4月11日（土）13時30分～
会場：仙台弁護士会館 4F 大会議室
主催：東日本大震災復旧・復興支援みやぎ
県民センター 〈資料代500円〉

「日なたのファーマーズ～フクシマと希望」上映会

日時：4月12日（日）
3回上映 ①10時②12時30分③15時～
会場：せんだいメディアテーク 7F スタジオアター
前売1000円/当日1300円/学生500円
主催：女性ネットみやぎ
TEL/FAX 022-215-3120 / 090-2983-6435

後藤政志さん講演会

「女川原発の安全性を問う(仮)」

日時：5月23日（土）13時40分～
会場：仙台市シルバーセンター第1研修室
主催：さようなら原発みやぎ実行委員会

福島原発事故・刑事裁判報告の集い in 仙台 ～東京電力旧経営陣が無罪でいいのか～

日時：6月6日（土）14時～ 〈入場無料〉
会場：仙台市震災復興記念館 5階第5会議室
報告：佐藤和良さん（福島原発刑事訴訟支援団
団長）/甫守一樹弁護士（弁護団）
主催：福島原発刑事訴訟支援団
福島原発刑事訴訟報告会宮城実行委員会
協力団体：みやぎ脱原発・風の会
連絡先 090-8819-9920（館脇）
hag07314@nifty.ne.jp

ふるさとを返せ！津島原発訴訟控訴審 判決

仙台高裁第1民事部 101号法廷
10月16日（金）14時～

【もくじ】

- 福島原発事故から15年 ……1
- ふるさと人も、そして、
過去と未来の結い直し ……4
- 裁判官が誇りを持っているかどうか ……5
- 人権の最後の砦とも言える
自らの役割を放棄 ……6
- 万が一って話はねーだろう！ ……7
- 水素濃度検出器不具合の原因がわからずに
使用続行して大丈夫？ ……8
- 「核のゴミ」一山形県全自治体で
「受入れない」の回答 ……9
- いよいよ新しく「本焼却」の訴訟！ ……10
- インフォメーション ……12

【別冊もくじ】

- 「設置許可」と“不整合”な施工も
「法的に問題なし」？ ……1
- 「敦賀1」でも設置許可無視の
GE施工・不整合放置 ……5
- 道路陥没事故が示す「硫化水素・硫酸」
の危険性 ……9
- 女川原発アラカルト ……10
- 脱原発みやぎ金曜デモ ……12
- 汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き ……12

■ □2026年会費振込みのお願い □ ■

《郵便振替口座》02220-3-49486
《口座名》みやぎ脱原発・風の会
会費 ●3000円/年
購読会費 ●1500円/年